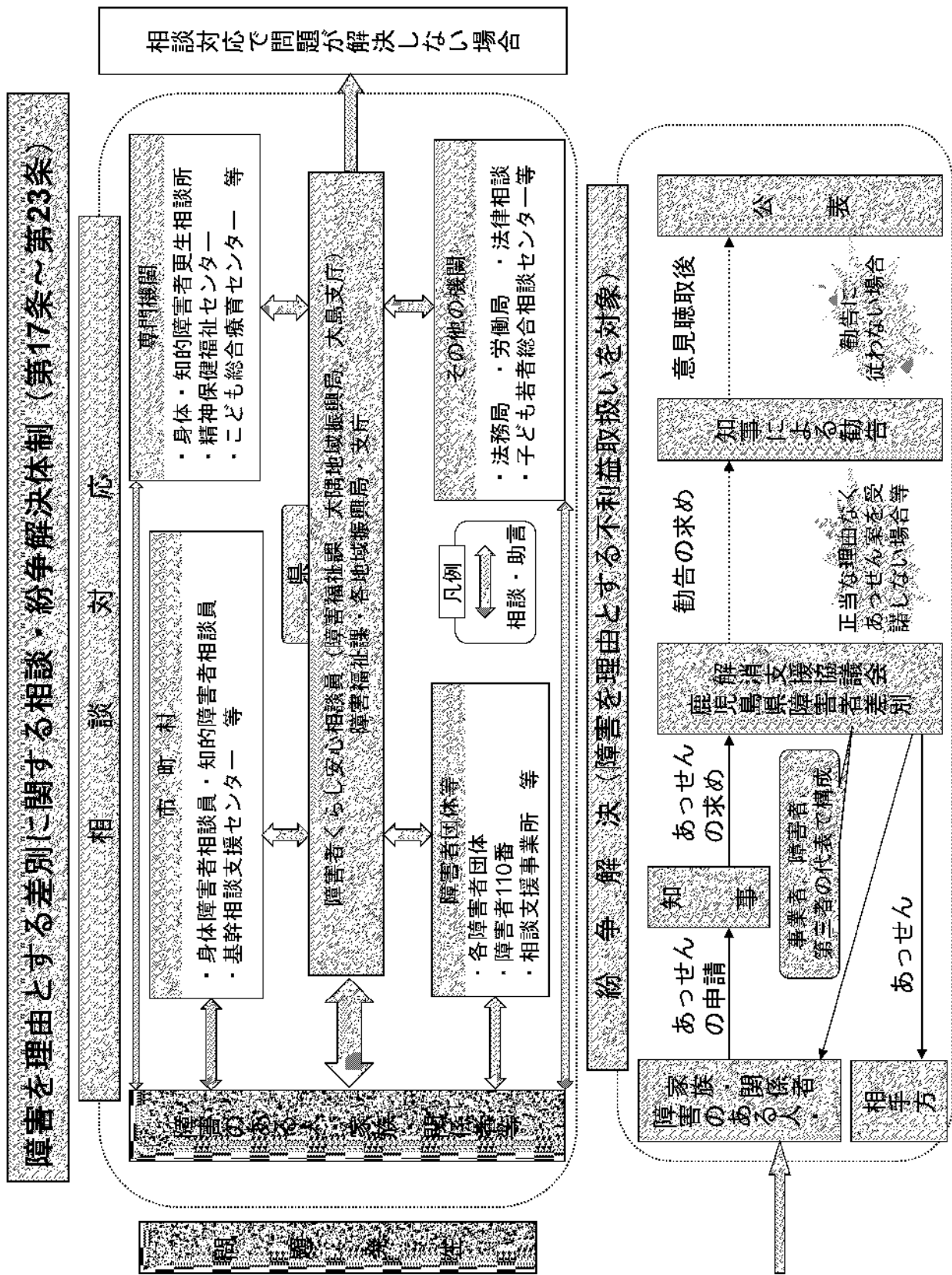


(1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総則	第 1 条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑則	第 26 条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日等	・ 平成26年10月 1 日施行 ・ 施行後 3 年を目処として検討



(2) 障害者差別解消法改正に関する内閣府資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率のかつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

→令和6年4月1日施行

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） 概要

※ 現行の基本方針（H27.2.24閣議決定）からの変更点は赤字部分

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的事項

1. 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象*

※ 対象分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2. 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由*なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※ 客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

3. 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮

- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関、事業者等が共に考えていくことが重要）
- 合理的配慮の対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的反省措置等）

第6 その他重要事項（必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等）

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1. 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定
(※ 地方公共団体等は努力義務)

2. 対応要領

(記載事項) 不当な差別的取扱い、合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修、啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1. 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かい対応を行う。

2. 対応指針

(記載事項) 不当な差別的取扱い、合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制、研修・啓発、制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1. 相談等の体制整備

- 中区町村、都道府県、国が役割を担い連携協力し、一体的に対応できるように取り組む。このため、内閣府において、各官庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令等の検討は相談窓口につなぐ役割を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る

- 2. 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のある若者の啓発

- 3. 情報の収集、整理、提供 事例（具体例）、分野別の課題等について、集約・分析・可視化、整理

- 4. 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、協議促進による取組を

(3) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

〔障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は22人以内 ・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 <ol style="list-style-type: none"> ① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 ② 関係行政機関の職員 ③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ④ 学識経験者
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、委員の過半数の出席により開会 ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせんを行うための部会を置く ・ あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする ・ 部会に属すべき委員は、会長が指名 ・ 部会長は、会長が指名

障害者差別に関する相談件数

1 差別に関する相談件数（平成26年度～令和5年度）※H26.10～R5.9

(1) 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
身体障害	肢体不自由	5	17	18	6	16	25	15	6	1	4	113
	視覚	4	9	13	5	11	13	8	5		3	71
	聴覚	1	4		1	2	4	6	1		1	20
	内部障害		2	1		1	4			1		9
知的障害		2	4		2	4	1					13
知的障害	1	2	2	2		3	1	2			1	14
精神障害(発達)	2	5	2	8	5	8	2	1	5	1		39
その他(3障害等)	2	2		5		4	3	1			2	19
計		10	26	22	21	21	40	21	10	6	8	185

- ・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害(発達)」の順に多くなっている。

(2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
福祉サービス			1	1	1	1					4
医療		2	1		3	3	2			1	12
販売・サービス	1	5	8	1	4	1	2	1	1	3	27
労働・雇用	4	4	4	5	3	8		1	1		30
教育			1		3	3	1	2	2		12
公共的施設		3	1		1	6	1			3	15
交通機関	2	7	4	5	5	13	6	1			43
不動産取引	1	1		3		1	2		1	1	10
情報の提供など	2	4	1	5		1	1	2			16
その他			1	1	1	3	6	3	1		16
計	10	26	22	21	21	40	21	10	6	8	185

- ・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働・雇用」、「販売・サービス」の順に多くなっている。

(3) 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2	1				1		4
医療	2	4	1		2	3		12
販売・サービス	16	3	1	1	1	4	1	27
労働・雇用	3	1	1	10	3	9	3	30
教育	1		1		2	7	1	12
公共的施設	6	2	3		1	1	2	15
交通機関	35	2		1	1	3	1	43
不動産取引	1	1				6	2	10
情報の提供など	1	3	2		1	3	6	16
その他	4	3		1	3	2	3	16
計	71	20	9	13	14	39	19	185

- ・「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
- ・「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

令和4年度

(令和4年4月～令和5年3月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

(令和5年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	1	2	3

3 事業所等への個別訪問

(令和5年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
9	304	2	315

※上記以外に, 希望する団体等に対してリーフレットを送付(175件)

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和5年3月31日現在)

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計	
新規	47	43	1	91	
相談 件数	不利益取扱い	3	0	0	3
	合理的配慮	3	0	0	3
	その他	41	43	1	85
延べ	145	138	53	336	
対応 回数	不利益取扱い	6	1	0	7
	合理的配慮	4	0	0	4
	その他	135	137	53	325

※延べ対応回数には, 継続相談への対応を含む。

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（3件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	70代	性別	男	障害種別	身体障害・精神障害
1	年齢	70代	性別	男	障害種別	身体障害・精神障害
内容	相談者は発語困難な障害がある。商業施設内の飲食店で入店拒否の扱いを受けた。その後抗議したところ、飲食店側から文書が届いたが、不誠実な内容だった。弁護士に相談し、弁護士名で飲食店を運営する法人本部宛に文書を送付したが、この障害者差別の事実を県にも伝えたい。					
対応	飲食店からの回答が届かず落ち着かないとのことだったが、今後は双方の弁護士により問題解決となるので、もう少し時間がかかるのではないかと助言し、啓発活動に一層力を入れていきたいと伝えた。					

エ 労働及び雇用（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
2	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	利用していたB型就労継続支援事業所が突然閉鎖され、基幹相談支援センター等へ相談に行ったが、取り合ってもらえなかった。					
対応	B型事業所は雇用契約が無いため労働局での相談対象外であるが、何らかの情報提供を受けられるのではないかと、労働局の雇用機会均等室の窓口を紹介した。					

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	不明	障害種別	—（事業所職員）
3	年齢	不明	性別	不明	障害種別	—（事業所職員）
内容	精神障害を有する施設利用者が賃貸物件を探しているが、障害を理由に入居を拒否された。障害者差別ではないのか。					
対応	障害を理由として賃貸拒否を行うことは、明らかな障害者差別であることを伝え、障害者の居住支援を行う団体や基幹相談支援センターの窓口を紹介した。					

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の事例（3件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（2件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（家族・親族）
4	年齢	不明	性別	女	障害種別	—（家族・親族）
内容	聴覚障害を有する娘が、通っている専門学校で必要な配慮を受けられず、また、体を触る等のセクハラを受けているため、退学を考えている。授業料も返還してほしい。良い対応方法はないだろうか。					
対応	警察へセクハラ相談、弁護士へセクハラと授業料返還の相談を勧め、相談窓口を紹介した。					

No.	相 談 者					
5	年齢	不明	性別	男	障害種別	－（家族・親族）
内容	発達障害を有する息子が、通っている大学で奨学金申請を行う際に、事務担当者から申請は本人のみ可能で、親や代理人の同席も不可だと言われた。					
対応	相談者は大学の奨学金申請窓口への連絡を希望しなかったため、今後の対応として、法テラスと県弁護士会の相談窓口を紹介した。後日、差別解消の啓発活動で同大学を訪問。この件について障害学生支援の担当課に確認したところ、従来から奨学金申請時に親や代理人の同席は認めているとのことだった。					

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（1件）

No.	相 談 者					
6	年齢	50代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	精神疾患により団地の自治会に係る仕事を休んでいるが、参加しない代わりに医師の診断書の提出を求められ、拒否したら怒鳴られたり脅されたりしている。					
対応	自治会規約に診断書を提出する条項があるかを確認するよう助言した。過去にも居住地の基幹相談支援センターに同様の相談が寄せられていたことを説明し、同センターの相談窓口を紹介した。					

令和5年度

(令和5年4月～令和5年9月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

合理的配慮の提供の義務化に関する広報

- ・新聞2紙「県政インフォメーション」掲載(9月)
- ・広報誌「ありば」掲載(9月)
- ・市町村広報誌用メール掲載(9月・10月)
- ・情報誌「労働かごしま」掲載(10月)
- ・包括連携協定に基づくちらし掲示(10月)
- ・市町村へ啓発依頼(瀬戸内町ホームページに掲載)

2 事業所等の研修会等での説明

(令和5年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	1	1	2

3 事業所等への個別訪問

(令和5年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
49	146	26	221

※上記以外に, 希望する団体等に対してリーフレットを送付(11件)

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和5年9月30日現在)

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
新規相談件数	25	19	1	45
不利益取扱い	3	0	0	3
合理的配慮	1	3	1	5
その他	21	16	0	37
延べ対応回数	76	69	26	171
不利益取扱い	4	0	0	4
合理的配慮	1	3	1	5
その他	71	66	25	162

※延べ対応回数には, 継続相談への対応を含む。

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（3件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（1件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	不明	障害種別	－（支援団体職員）
1						
内容	ストレッチャータイプの車椅子を利用する身体障害のある方（県外在住）が鹿児島旅行中に差別を受けた，と障害者支援団体を通じて相談があった。バスでの乗車拒否，飲食店での入店拒否を受けたとのこと。					
対応	各事業所へ聞き取り調査及び啓発を行った。バス会社からは，ストレッチャータイプの車椅子を固定する装置の導入について検討するが，現時点での車椅子の乗車対応についてホームページに記載する，とのことだった。飲食店からは，会社の方針として全てのお客様をお迎えすることとしていたが，改めて全社員に周知する，とのことだった。その後，調査結果を相談者に伝えた。					

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（1件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（2件）

No.	相 談 者					
	年齢	50代	性別	女	障害種別	身体障害
2						
内容	身体障害があり、ヘルプマークを携帯している。買い物の際、店員に「上肢が不自由であるため袋詰めをお願いしたい」と口頭で頼んだが、対応してくれなかった。					
対応	ヘルプマーク等についての啓発活動をしてほしいとのことだったので、該当店舗へは近々訪問することを伝えた。 後日、店舗を訪問し啓発を行った。					

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（3件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）